

大学基準協会（広報・情報系分野）の申請内容に係る論点

【全般】

- ・大学基準協会として広報・情報系分野をどのようなカリキュラムによりどのような人材を育成する分野と捉えているのか。

回答：申請書や添付書類7（2頁）にあるように、本協会は広報・情報系専門職大学院を定義して、「メディア環境が急激に変化するグローバル社会において、高い職業倫理観と長期的かつ経営的視野を持ちながら、広報・情報学の学問的理解を基礎に広報戦略を設計・立案・実行できる人材の育成を基本的な使命」とする大学院としている。特定職業を想定するものではないが、例えば、企業内専門職として広報やIR（Investor Relations）部門の一線で活躍する人材、あるいは行政機関や非営利組織等において広報・情報の専門職として活躍する人材などが、育成される人材と考えられる。

カリキュラムについて、基準上の要件としている内容は、添付書類7（8頁）の通りである。そのうち「評価の視点」2-2(1)では、上述の分野定義を踏まえた内容を示しているが、「…広報・情報学の学問的理解を基礎に…」とあるように、単に実践知だけでなくディシプリンとしての理論知の学習を求め、その素養を持つことを必要とした。

- ・申請書類の中で、「広報・情報系」と「広報・情報学系」が混在しているようだが、使い分けがあるのか。（添付書類10-1、12-1、12-2に「学」がついている。）

回答：当初「広報・情報学系」として検討を開始したが、最終段階になって「広報・情報系」とすることに決まった。そのため、検討委員会の名称や最終決定以前の文書では、違う表現が用いられている。

【評価体制】

- ・認証評価委員会や評価分科会はどのようなメンバーを想定しているのか。（準備委員会委員は、認証後、認証評価委員会や評価分科会のメンバーになるのか）

回答：認証評価委員会や評価分科会については、それぞれ添付書類6-1別表にある区分の者で構成する。区分のうち「広報・情報系分野に関する専攻を置く大学院の教員」について、「大学院」の範囲は、添付書類12-1（パブリックコメント文書依頼状送付先）にある範囲を主に

想定している。また、「実務経験を有する者」や「その他の有識者」については、同書類にある〔職能団体等〕〔経済団体等〕や、一般の企業・自治体等の関係者から任用する予定である。
準備委員会委員が認証評価委員会又は評価分科会のメンバーとなることはあり得るが、体制構築はこれからである。今の段階で委員候補者のリストはない。

【評価基準】

- ・添付資料 7 の「広報・情報系専門職大学院基準（以下、「基準」という。）」の「是正勧告」について、（法令違反の場合以外で）具体的にどのような場合に「是正勧告」がなされるのか。また、「重大な問題」はどのようなものを想定しているのか。

回答：添付書類 7（3 頁、4 頁）に示すように、F 群や L 群にあたる「評価の視点」に関し大きな問題があった場合、是正勧告を行うことになる。その中でもとりわけ、設置基準で求められる専任教員数の条件を満たしていないような場合は、「重大な問題」として、基準に「適合していない」と判断される可能性がある（「評価の視点」4-2）。法令違反以外の場合ということであれば、例えば「評価の視点」4-4（専任教員の条件）等に関連して、当該大学院が研究者教員としている者の過半が研究者教員たるに十分な業績を有しておらず、理論と実務の架橋教育の質を担保する教員組織とはなっていないなど、専門職大学院の教育執行上著しい問題があるようなケースでは、是正勧告を付した上で、これを「重大な問題」として、基準に「適合していない」と判断したことがある。

- ・基準（8 頁）に「学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。」とあるが、学生への周知だけで十分と考えているのか。（法令で、方針の策定・公表が義務化される）

回答：後述するように、本基準の策定にあたっては機関別認証評価との棲み分けも意識した。そのため、機関別認証評価と重なり合う事項については、専門職大学院認証評価として問うべきコアの要素に視点を絞ることとなった。いわゆる「3 つの方針」はその一例であり、細目省令に定められている通り教育情報の公表が適切に行われているかどうかは機関別認証評価で扱うこととした。これによって、「評価の視点」2-1 は、大項目 2「教育課程・学習成果」に置かれる事項として学生の学習成果の向上を目指す観点に立ち、方針の内容のほか、在

籍学生への周知を問うものとなっている。なお、実際の評価において「学生への周知」を確認する際は、公的刊行物のみならずウェブサイトへの掲載の有無も対象としている。

- ・ 大学基準協会における他の分野の専門職大学院（経営系や公共政策系等）の評価基準の項目と比較すると、今回申請の広報・情報学は基準項目に変更が見られる。（具体的には管理運営がないこと。教育課程等については、項目がこれまでの3つの柱から、1本になっている。）これは、広報・情報学に固有の変更か、他の分野も今後、同様の改正が行われるのか、伺いたい。また、管理運営を削除した理由についても伺いたい。

回答：本年1月31日に決定した「グローバル法務系専門職大学院基準」以降の変更である。専門職大学院基準については、既存のものも含め、今後は大項目を絞ったスタイルをとることになる。

これは、機関別認証評価と専門職大学院認証評価の棲み分けを意図し、専門職大学院基準の内容を整理するという方針を基準委員会（本協会のすべての基準を管掌する委員会（添付書類 6-2、10-2））が決定したことに基づいたものである。また、教育課程等について下位区分をなくしたのは、「大学基準」のスタイルに合わせるためであり、学習成果の設定からそれに基づく教育、そして学習成果の把握や改善・向上という流れを一連のものとして捉えやすくする意図がある。

管理運営は機関別認証評価との棲み分けという理由で大項目を立てないこととなったが、例えば、「評価の視点」7-2で問われる内容（点検・評価、認証評価の結果を改善・向上に結び付けるための仕組みを整備し、改善・向上に結び付けていること）などは、必然的にガバナンスの問題にかかわってくる。その意味では、大項目として削除したからといって、当該大学院のガバナンスに全く目が向けられないというものではない。

- ・ 広報・情報学は評価の視点を3つの区分（F群、A群、L群）に分けている。他の分野の多くもこの区分であるが、レベルⅠ、レベルⅡの二つに分けている分野もある。その違いについて考え方を伺いたい。

また、区分ごとの定義や認証評価における提言の文言が異なるが、これは、専門分野の特性によるものと考えてよいか伺いたい。

回答：評価の視点のレベル区分や提言の位置づけについて、これまでは各分野での議論を重んじ、それぞれで最も適当なものを選ぶかたちをとってきた。そのため、現状では分野によって違いがある。しかしながら、分野間に大きな違いはなく、例えば、提言の定義について多少

の文言は異なるものの、おおむねその内容は同じである。具体例をあげれば、法令違反など特に重いものに対しては「是正勧告」あるいは「勧告」を付し、それには至らない問題事項については「検討課題」あるいは「問題点」を付すことで共通している。

専門職大学院認証評価としてより望ましい在り方を追求するため、あえて分野ごとの多様な基準デザインを許容し、さまざまな可能性を模索してきたところである。しかし、専門職大学院認証評価の経験も多く重ねてきたところなので、今後は各分野の基準を一定のモデルのもとで再整理し、提言の名称や定義等で共通化できるところは共通化していく予定である。

- ・ 評価基準を設定又は変更する際の基準協会の規定では、「基準を新たにの設定する場合又は改定する場合は、適切な方法で広くこれを開示し、意見を聴取する。」（「基準の設定及び改善に関する規程」第12条）とされているが、適切な方法とは具体的にどのようなものか。（法令で、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うことが求められている。）

回答：意見があれば誰でもそれを述べられるパブリックコメントの手続を想定している。パブリックコメントの実施にあたっては、本協会のウェブサイト基準案等を掲載するほか、正会員校、賛助会員校、当該分野の大学院や関係団体等にも直接に案内を出し、意見を伺っている。なお、専門職大学院基準のパブリックコメントの場合、「関係団体」として該当するのは、当該分野の職業に関連する団体や経済団体等である（添付書類12-1）。規程の運用のため、基準委員会は「基準設定・改定のためのガイドライン」を定めているが、パブリックコメント時の依頼先として「当該専門分野に関わる機関・団体」を必ず含むことは、このガイドラインに明文化されている（追加提出書類1（3頁））。

基準設定・改定のためのガイドライン

(平成 29 年 9 月 25 日改訂)



公益
財団
法人 大学基準協会
Japan University Accreditation Association

目 次

- 1 趣旨
- 2 本ガイドラインの運用について
- 3 基準の備えるべき要件
 - (1) 基準（大項目）数及びその名称
 - (2) 様式及び構成
 - (3) 内容
- 4 パブリック・コメント実施手続き
 - (1) 実施主体等
 - (2) 実施告知の方法
 - (3) 実施告知にあたって準備する文書等
 - (4) 実施プロセス
- 5 基準の公表・通知
- 6 様式
 - ・〇〇基準（〇案）に対する意見
 - ・〇〇基準（〇案）に対する意見募集の結果について

1. 趣旨

- 本ガイドラインは、大学基準協会（以下、「本協会」という。）の設定する基準の統一化を図るために設定するものである。
- 基準の設定・改定を行う際には、事務局内の合意事項として、本ガイドラインに準拠して実施することとする。

2. 本ガイドラインの運用

- 基準の設定・改定作業を行う際には、当該基準の設定・改定作業を実施する委員会等（以下、「作業委員会等」という。）の事務局担当者が、適宜、本ガイドラインに沿った作業が行われていることを確認する。
- 設定・改定された基準を基準委員会に提出する際には、基準委員会事務局担当者は、事前に、本ガイドラインに沿った作業が行われていることを確認する。

3. 基準の備えるべき要件

（1）基準（大項目）数及びその名称

- 基準（大項目）数及びその名称は、原則として、下記「基準（大項目）数およびその名称」に従って、機関別認証評価基準、専門職大学院認証評価基準及び課程別参考基準ごとに統一する。
※ 機関別認証評価基準及び課程別参考基準では各基準項目を「基準」、専門職大学院認証評価基準では「大項目」としている。
- 分野の独自性に配慮する必要性などの特段の理由がある場合は、上記を適用しないことがある。その場合は理由を明確にする必要がある。
- 課程別以外の参考基準は個別に検討することとするが、分野別評価で用いる基準については、専門職大学院認証評価基準の大項目構成に準じて設定するものとする（これ以後のガイドラインについても同様）。
- 海外の評価機関等と合同で設定する基準については、個別に構成を検討することとする。

「基準（大項目）数およびその名称」

【機関別認証評価基準】	【専門職大学院認証評価基準】	【課程別参考基準】
1 理念・目的	1 使命・目的	1 ○○課程の理念・目的
2 内部質保証	2 教育課程・学習成果	2 教育課程・学習成果
3 教育研究組織	3 学生の受け入れ	3 学生の受け入れ
4 教育課程・学習成果	4 教員・教員組織	4 教員・教員組織
5 学生の受け入れ	5 学生支援	5 学生支援
6 教員・教員組織	6 教育研究等環境	6 教育研究等環境
7 学生支援	7 点検・評価、情報公開	
8 教育研究等環境		
9 社会連携・社会貢献		
10 大学運営・財務		

（２）様式及び構成

- 機関別認証評価基準、専門職大学院認証評価基準及び課程別の参考基準ごとに様式を整え、作成することとする。
 - 機関別認証評価基準、専門職大学院認証評価基準及び課程別の参考基準ごとに構成を整えることとする。構成はそれぞれ以下のとおりとする。
 - 機関別認証評価基準 … 基準ごとに本文及び解説を記載する。
 - 専門職大学院認証評価基準 … 大項目には、その下位区分として項目を設け、それら項目ごとに本文と評価の視点を設定する。
 - 課程別参考基準 … 基準ごとに本文を記載する。
- ※ なお、機関別認証評価基準において、基準に下位区分を設ける場合は、区分ごとに本文及び解説を記すものとする。

（３）内容

- 内容の統一化を図るため、使用する語は、原則として「大学基準」に拠るものとし、作業にあたっては「大学基準」の使用例を参考にする。
- 「大学基準」における語と異なる語を使用するのが適切と判断する場合には、その理由を明確にする必要がある。

４．パブリック・コメント実施手続

（１）実施主体等

- 実施主体は当該基準の設定・改定作業を行う委員会等とし、文書の発信者は当該委

員会の長とする。

- なお、パブリック・コメントの実施事務局は当該基準の設定・改定作業の担当者とする。

(2) 実施告知の方法

- 郵送による依頼及び本協会ウェブサイト（Pick Up News）を通じた一般告知による。
- 郵送による依頼を行う範囲は、原則として以下のとおりとする。
 - 大学基準…すべての大学（正会員大学、賛助会員大学、その他の大学）、関係機関・団体
 - 短期大学基準…すべての短期大学（正会員短期大学、その他の短期大学）、短期大学関係機関・団体
 - 専門職大学院認証評価基準…評価対象となる当該専門分野のすべての専門職大学院、当該専門分野に関わる機関・団体、正会員大学
 - 課程別参考基準…正会員大学、賛助会員大学、関係機関・団体
 - 分野別評価で用いる参考基準…当該分野別評価の対象となる教育プログラムを有する学部・研究科等、当該専門分野に関わる機関・団体、正会員大学

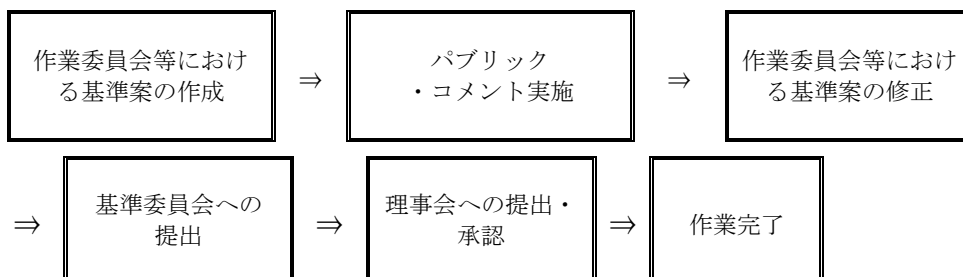
(3) 実施告知にあたって準備する文書等

- 郵送による依頼の際に送付する文書等は下記を基本とする。
 - ① 依頼状 ※発信者は会長。公印押印。
 - ② 実施要領
 - ※ 同文書には、下記の内容が必ず含まれるものとする。
 - 設改定の理由と概要 • 意見提出期限 • 意見提出方法
 - 意見の取扱い（意見の採否結果は、原則として、個人・団体名を特定せずに公表することなど）
 - パブリック・コメントに関する事務局連絡先
 - ③ 基準案
 - 機関別認証評価基準の改定においては、「点検・評価項目」も意見募集の対象とする。
 - ④ 新旧対照表 （※改定の場合のみ）
 - 新旧対照表は、所定の様式を利用するものとする。
 - ⑤ 意見書様式
 - 意見書は、所定の様式をウェブサイト上に掲載し、ウェブサイトから取得することを要請する。
 - ※ なお、ウェブサイトを通じた告知の場合には、Pick Up News に掲載できる文書の数に限りがあることから、③～⑤を掲載し、「実施要領」は Pick Up News の本文で代えることも可能とする。
 - ※ Pick Up News タイトルは「〇〇基準（〇案）に対する意見の募集について」と

する。

⑥ 作業委員会等の名簿

(4) 実施プロセス



- パブリック・コメントの実施期間は1ヶ月程度とする。
- パブリック・コメントにおいて寄せられた意見はウェブサイトを通じて公表するため、実施結果及びその対応を所定の様式（様式3）に集約する。
- パブリック・コメント実施後に基準案を基準委員会及び理事会に提出する際には、以下の資料をあわせて提出することとする。

① 基準案の概要についてまとめた資料

② 新旧対照表（※改定の場合のみ）

③ ○○基準（案）に対する意見募集の結果について（案）

※ 機関別認証評価基準の設定又は改定においては、「点検・評価項目」の案及び③の資料をあわせて提出する。

5 基準の管理及び公表

- 理事会の承認を得て決定した基準は、作業委員会等の事務局担当者が所定の場所にWord及びPDFデータを保存する。
 - ※ タイトルは「○○基準（○.○.○）」とする（“○.○.○”は、和暦による設定・改定年月日）。
- 基準改定の場合、改定前の旧基準PDFは削除せず、所定の場所に移動させる。
- 基準の設定・改定以降の管理は、基準委員会の事務局担当者が行う。
- 基準の公表は、原則として、パブリック・コメントの実施結果の公表とともに、ウェブサイト（Pick Up News 及び各基準掲載ページ）を通じて行う。
- ウェブサイトに掲載する資料は以下のとおりとする。
 - ① ○○基準（○案）に対する意見募集の結果について
 - ② ○○基準 ※改定の場合は、「○○基準（○.○.○改定）」とする（日付は和暦）。
 - ※ なお、認証評価に関わる基準の場合には、文部科学省への認証申請、届出等

を行う必要がある。基準の公表は、認証を受けた後又は届出受理等がなされた後に行う必要があるため、公表が遅れる場合には、先にパブリック・コメント実施結果のみを公表することも可能とする。

- ※ Pick Up News タイトルは「〇〇基準（〇案）に対する意見募集の結果について」とする。

以上

〇〇基準（〇案）に対する意見（様式）

＜機関または個人名＞ _____（所属（個人の場合）： _____）

《作成例》

意見
＜基準（大項目）＞ 大学基準 点検・評価項目
2. 内部質保証（2頁）
＜意見＞ 「〇〇〇が望まれる」とあるが、その重要性に鑑み、「〇〇〇が必要である」と修正すべきである。

意見
＜基準（大項目）＞
＜意見＞
＜基準（大項目）＞
＜意見＞
＜基準（大項目）＞
＜意見＞
＜基準（大項目）＞
＜意見＞

※ 記載枠が不足する場合は、枠を追加してください。

平成○年○月○日

○○基準（○案）に対する意見募集の結果について

公益財団法人 大 学 基 準 協 会

○ ○ ○ ○ 委 員 会

委 員 長 ○ ○ ○ ○

本協会の○○基準（○案）に対して、正会員大学、賛助会員大学をはじめとした関係者各位より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

この度の意見募集の結果及びご意見を踏まえた本協会の対応を以下の通り公表いたします。

【意見募集の概要】

1	案 件 名	○○基準（○案）に対する意見募集
2	意 見 募 集 期 間	平成○年○月○日（○）～同年○月○日（○）
3	意 見 提 出 者 数	○大学、○機関及び○個人
4	内容別にみた意見件数	○○件
5	意見の受け取り方法	電子メール

〇〇基準（〇案）に対する意見への対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<基準（大項目）> 5. 〇〇〇〇 <意見> 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇についても明確に示すべきである。	なし	本基準は、〇〇〇〇であり、本協会として〇〇〇〇を示すことは適当でないため。
2			
3			

以上